

# 情報ひろば

お知らせ

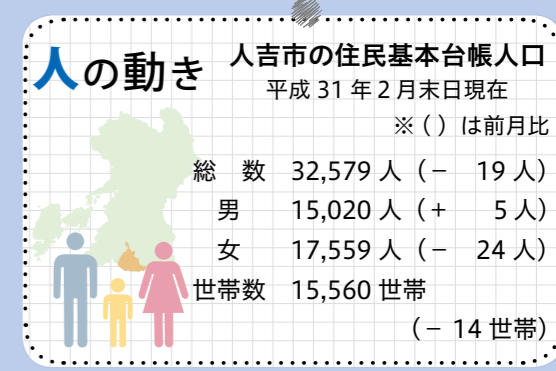
うお〜むはあと  
5月の案内

「うお〜むはあと」は、子育て中の親子が気軽に集って交流する場です。  
時間 午前10時～  
場所 さざなみ保育園  
8日(水) 年齢別活動(0歳児)  
15日(水) 年齢別活動(1・2歳児)  
22日(水) ふれあいサロン  
29日(水) 子育て講座「ハーバリウム」講師・花巻市、場所…  
いこいの家さざなみ(矢黒町)  
31日(金) 給食体験

人吉市役所 ☎22-2111(代表)  
住所 〒868-8601 人吉市下城本町1578番地1  
開庁時間 午前8時30分～午後5時15分(木曜は～午後7時)  
開庁日 月～金曜(祝日を除く)  
ホームページ <https://www.city.hitoyoshi.lg.jp/>

人吉市関連施設

カルチャーパレス	☎24-3311
スポーツパレス	☎22-1688
水道局	☎22-5497
保健センター	☎24-8420
石野公園	☎22-6700
人吉城歴史館	☎22-2324
鉄道ミュージアム	☎48-4200



※4月15日(月)までに申し込んでください。  
申込・問合せ ほっとステーション九ちゃんクラブ(☎32・9566)  
紙おむつ等助成事業  
在宅で高齢者の介護をしている家族の負担を軽減・支援するために、介護用品の利用券を発行します。  
対象者 在宅で常時おむつを必要とする高齢者のうち、同居家族全員が市民税非課税で、要介護4か5に当てはまる方  
利用券助成額 1カ月上限6千円、年間上限7万2千円  
※利用券は市指定の介護用品取扱店だけで利用できます。  
対象介護用品 紙おむつ、はかせるおむつ、平おむつ、尿取りパッド、ゴム手袋、ウエットタオル(拭き用)、おむつカバー、防水シート  
※申請するときは、担当ケアマネジャーから高齢者支援課に問い合わせてください。  
問合せ 市高齢者支援課元気・長生き係

※サークル活動、自由利用、保育相談は随時受け付けています。  
開所時間 平日午前9時～午後5時  
利用料 無料(材料代などを除く)  
申込・問合せ さざなみ☆うお〜むはあと(☎22・7177)、さざなみ保育園(☎22・5519)  
「湯るりんサロン」は、介護予防や居場所づくりが目的のサロンで、月1回校区ごとに運動や口腔ケア、脳トレなど

どのメニューを実施しています。気軽に参加してください。  
時間 午前10時～午後2時  
場所 湯るりんセンター(市老人福祉センター) 温泉町2456・1)  
対象 市内に住む60歳以上の方  
参加費 500円  
7日(火) 中原校区  
8日(水) 西校区  
14日(火) 大畑校区①  
15日(水) 大野・矢岳地区  
21日(火) 東間校区  
22日(水) 西瀬校区  
28日(火) 東校区  
29日(水) 大畑校区②  
※マイクロバスで送迎します。

「おでかけ九ちゃんへ遊びに来ませんか？」  
九ちゃんクラブ「ふれあい広場」があなたのまちへ出張します。子育て中の皆さん、気軽にお越しください。  
期日 4月17日(水)  
時間 午前10時30分～正午  
場所 下林二区公民館  
テーマ 散歩「春が来た」  
対象 おおむね3歳未満の乳幼児とその保護者  
定員 10組(先着順)

## 「児童扶養手当」「ひとり親家庭等医療費助成」を受給されていない方は申請を!

児童扶養手当や、ひとり親家庭等医療費助成を受給するには申請が必要です。市福祉課(市役所西間別館1階5番窓口)で申請してください。

**児童扶養手当**

児童扶養手当は、父母の離婚や死亡などの理由で、父または母と生計が同じでない児童が育成される家庭の生活と自立を助け、児童の福祉の増進が目的の手当です。

**受給資格者**

次のどれかに当てはまる児童(18歳になった日から最初の3月31日までの間にある児童。ただし、障がいのある児童は20歳未満)を監護する父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。

- ①父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が障がいの状態(年金の障がい等級1級程度)にあり、公的年金の加算対象となっていない児童
- ④父または母の生死が明らかになっていない児童
- ⑤父または母から1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母がDV防止法で裁判所から保護命令を受けている児童
- ⑦父または母が法律で1年以上拘禁されている児童

⑧婚姻によらないで生まれた児童  
⑨棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない児童

※一定額以上の所得がある場合は手当の支給が停止されます。  
※父母が婚姻の届け出をしていなくても、事実上の婚姻関係があるとき(内縁関係や定期的な訪問・生活費の援助なども含む)や労働基準法などの遺族補償を受けているときは、手当が支給されない場合があります。

**手当の額(月額)**

- ①全部支給 = 4万2,500円
- ②一部支給 = 1万30円～4万2,490円
- ③第2子 = 1万40円加算
- ④第3子以降 = 1人につき5,020円加算

**ひとり親家庭等医療費助成**

ひとり親家庭(父子・母子)などの医療費の3分の2を助成する制度です。(付加給付・高額療養費を除く)

**対象者**

- 20歳未満の児童を扶養している父子家庭の父と母子家庭の母
- 18歳になった日から最初の3月31日までの間にある父子家庭の児童、母子家庭の児童、父母のいない児童

※本人・同居家族の所得制限で対象にならない場合があります。  
※支給要件に当てはまるかの確認や申請書類など、詳しくはお問い合わせください。

問合せ 市福祉課児童福祉係 (☎22-2111 内線1146)

**資産評価を(一)確認ください**

平成31年度の固定資産土地・家屋価格等縦覧帳簿をご覧いただけます。資産をお持ちの方は資産の評価などをご確認ください。

**期間** 4月1日(月)～5月31日(金)※土・日曜、祝日を除く  
**時間** 午前8時30分～午後5時15分(木曜は午後7時)  
**場所** 市税務課資産税係(市役所西間別館)  
**持ってくるもの**  
本人が来庁する場合 身分証明書(運転免許証、健康保険証など)と委任状  
【固定資産税の減額が受けられます】  
住宅のバリアフリー、耐震、省エネのどれかの改修工事をした方や認定長期優良住宅を新築した方は、一定の条件を満たす場合、固定資産税が減額されます。詳しくはお問い合わせください。  
問合せ 市税務課資産税係